

相模原市廃棄物処理施設の設置等 の手續に関する条例について

相模原市

相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続きに関する条例（手続条例）について

● 手続条例の目的

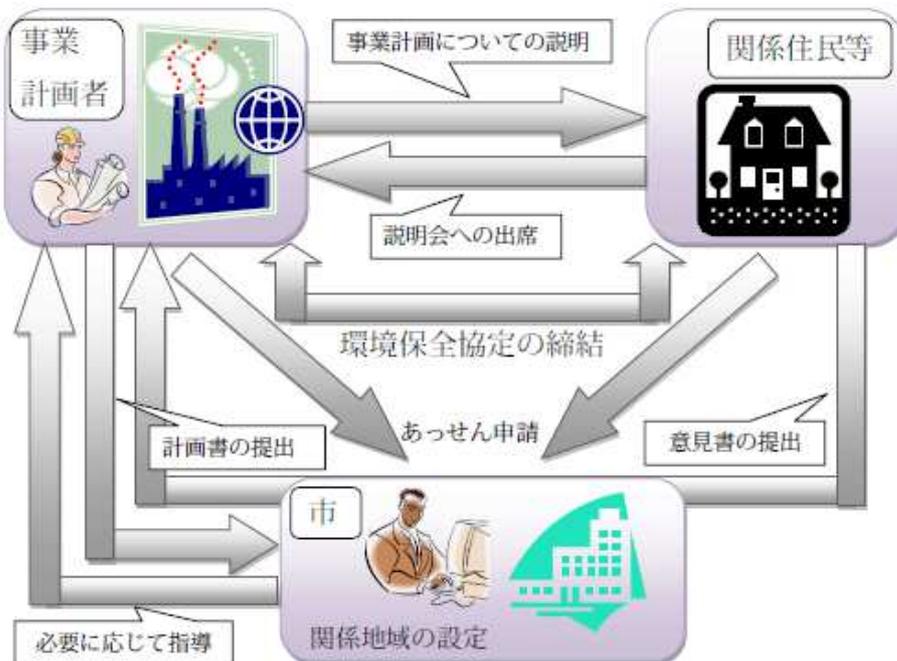
廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開、これに対する関係住民等からの生活環境の保全上の意見聴取に関する手続、紛争が生じた場合のあっせん等について必要な事項を定めることにより、事業計画者及び関係住民等の相互理解の促進並びに紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的に平成31年4月1日より施行されます。

● 手続条例の対象となる行為

廃棄物処理業の許可を取得する場合（収集運搬業において積替・保管を行わないものを除く。）や、廃棄物処理施設を新たに設置する場合、廃棄物処理施設の能力を増大させる場合等は、あらかじめ手続条例で定めた手続を実施する必要があります。

手続条例のイメージ

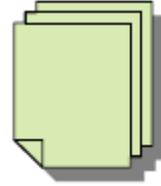
事業計画者・関係住民等・市の関係は次のとおりとなります。



廃棄物処理施設を設置等しようとする事業者は、
事前に以下の手続が必要になります。

● 事前協議書の提出

廃棄物処理施設の設置等に関して、事前協議書を
事前に市長に提出しなければなりません。



● 関係住民等へ事業計画の内容を説明

- ・ 事業者は、事業計画説明会を開催し、関係住民等に事業計画の内容を説明しなければなりません。
- ・ 事業者は、事業計画について関係住民等から意見申立があった場合には、見解書を作成し、関係住民等にその内容を説明しなければなりません。

● 環境保全協定を締結するよう努める必要があります

事業者は、関係住民等と関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする
環境保全協定を締結するよう努めなければなりません。

関係住民等は、意見申立書を提出することができます

● 事業者事業計画についての説明を受けます

事前協議書を提出した事業者より、
関係住民等へ事業計画説明会が開催されます。



● 関係住民等は、意見申立書を提出することができます

関係住民等は、事業計画説明会の内容について生活環境保全上の意見を市長へ提出
することができます。

● 環境保全協定を締結するよう努める必要があります

関係住民等は、事業者と環境保全協定を締結するよう努めなければなりません。

手続不履行への対応

手続条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法でこれを行った場合、市長は当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告します。さらに事業計画者が勧告に従わない場合、市長はその事実を公表します。

手続条例に関する問い合わせ先

相模原市環境経済局廃棄物指導課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市役所 本館5階

TEL 042-769-8335

FAX 042-769-4445